仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会 会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

平成13年6月8日付泉建管第30号で諮問のありました下記の件について,別紙のとおり答申 いたします。

記

諮問第1号 「丸山2号線の通行に関する調査結果について(報告)」の一部開示決定に対する異議申立てについて

答 申

(諮問第1号)

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち,別表に掲げる部分を非開示としたことは妥当でなく開示すべきであるが,その他の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては,異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき,「丸山2号線の通行に関する調査結果について(報告)」(以下「本件公文書」という。)の開示を請求したのに対し,実施機関が一部開示決定したことについて,取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は,異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は,おおむね理由説明書に記載のとおりである。 (別添2参照)

5 審査会の判断

(1)本件公文書について

本件公文書は,学校法人 学園(以下「学園」という。)からなされた市道丸山2号線に係る道路工事承認申請及び特殊車両の通行認定申請について,実施機関が当該工事の必要性,特殊車両の通行によって生じる道路管理上の支障等を総合的に勘案し,適正な判断を行うため 学園に対して実施した調査の結果や当該調査に至るまでの経緯等をまとめた「丸山2号線の通行に関する調査結果について(報告)」である。

なお,本件公文書は,次のものから構成されており,そのうち非開示情報が記載されているとされたものは「文書1」から「文書5」までである。

ア 起案文

イ 市道丸山 2 号線における道路工事承認申請に関する道路調査報告書(以下「文書 1」という。)

当該文書は、調査に至る経緯と調査結果を踏まえた実施機関の判断を示したものであり、

本件公文書全体の総括部分である。

- ウ 市道丸山 2 号線における道路工事承認申請に関する調査結果(以下「文書 2」という。) 当該文書は,道路工事承認申請について条件を付して承認するとの結論に至るまでの検 討の経過,及び特殊車両の通行認定申請について他に迂回路等を利用した対応が可能である との結論に至るまでの検討の経過を,判断の根拠となる調査結果を示しながら説明したもの である。
- エ 市道丸山2号線通行に関する質疑調査書(以下「文書3」という。)

当該文書は, 学園に照会した質疑項目に対する回答と実施機関の調査に基づく見解とを対比させる形でまとめたものである。

なお、これには 学園が回答に併せて実施機関に提出した添付書類も含まれている。

オ 学園周辺交通量等実態調査記録書

当該文書は,実施機関が調査した 学園周辺の道路の交通量及び構造について記録したものである。

カ 代替ルート等調査書

当該文書は,特殊車両の通行に関して,丸山2号線以外のルートによる通行の方法について実施機関が調査検討した内容をまとめたものである。

キ 要望書等(以下「文書4」という。)

当該文書は,丸山2号線に関して行われた実施機関と 学園又は周辺住民との交渉経過や実施機関に寄せられた意見等について一覧表の形にしてまとめたものである。

ク 写真(以下「文書5」という。)

当該文書は、上記オの調査の際撮影した写真である。

- (2) 条例第7条第6号の該当性について
 - ア 条例第7条第6号は、公にすることにより、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体 の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ばすおそれがある情報が記録された公文書を 非開示とする旨を定めたものである。

本件公文書の非開示箇所の大部分は同号に該当するとされているので,まずこの点について検討する。

- イ 本件公文書のうち、実施機関が同号に該当するとして非開示としたのは、「文書 1 」中の 学園及び地元町内会の意見・要望等が記載されている部分、「文書 2 」中の実施機関の検討結果を述べているところのうち 学園からの回答を引用している部分、「文書3」中の 学園に照会した質疑項目に対する回答が記載されている部分、並びに「文書4」中の 学園及び地元町内会の陳情・要望等の内容を時系列的にまとめた部分である。
- ウ はじめに,「文書1」及び「文書4」中の非開示箇所についてみてみると,ここには, 事後に公開することを予定していない広聴制度の下で収集された陳情・要望等の意見が記 載されており,その内容を公にした場合,意見等の提出者の実施機関の広聴制度に対する 信頼が損なわれ,今後実施機関に対し自由に意見等が提出されなくなり,実施機関の行う

広聴業務の適正な遂行に支障が生じると考えられることから,これらの情報は条例策7条第6号に該当すると認められる。

ただし、意見等の提出者名及び件名については、提出者が法人等団体である場合には、これらが公になったとしても、そのことでもって今後団体からの意見等の提出が控えられ、実施機関の行う広聴業務に支障が生じるとは考えられないことから、これらの情報は条例第7条第6号に該当するとは認められない。

エ 次に,「文書2」及び「文書3」中の非開示箇所についてみてみると,ここには実施機関が行った照会に対する 学園の回答が記載されている。ところで,そもそも当該照会は,実施機関が 学園からの申請に対して適正な判断を下す際の参考とすることを目的として,当該法人に任意の回答協力を依頼する形でなされたものであって,しかも後日公開することを前提としていたものではない。さらに,開示・非開示の判断をする際に,回答内容の開示の是非について当該法人に意見照会したところ,開示に反対の旨の意思表示がなされていた.

以上のような事情を勘案すると、このような情報を開示した場合、実施機関と当該法人 との間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う事務事業に対して当該法人の協力が得られ なくなるだけでなく、今後実施機関が同種の調査事務等を行おうとする際に市民の協力が 得られなくなるおそれがあることから、当該情報は条例第7条第6号に該当すると認めら れる。

(3)条例第7条第2号の該当性について

- ア 条例第7条第3号は,個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため,明らかにプライバシーに該当すると認められるものはもとより,およそ特定の個人が識別され得る情報について,さらに特定の個人を識別することはできないが,公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても,当該情報が同号ただし書イ,口及び八に該当する場合を除き,開示できないことを定めたものである。
- イ 本件公文書のうち、実施機関が同号に該当するとして非開示としたのは、「文書3」中の 学園の職員についての記載部分、 学園の職員名、「文書4」中の町内会の構成員名、 学園の職員名、建設会社の社員名、「文書5」中の通行人の顔の部分及び車両のナンバープレートであるので、これらについて以下検討する。
- ウ はじめに,「文書4」中の非開示箇所についてみてみると,ここには個人の氏名が記載されており,これは特定の個人が識別され得る情報であることから,条例第7条第2号に該当すると認められる。
- エ 次に,「文書5」中の非開示箇所についてみてみると,ここには個人の顔や車向のナン バープレートが記録されており,これらは特定の個人が識別され得る情報であることから 条例第7条第2号に該当すると認められる。
- オ ところで,「文書3」の非開示箇所については,同条第6号に該当するとされた部分に

含まれていることから , 同条第 2 号の該当性について判断するまでもなく非開示とすることができるものと認められる。

(4)条例第7条第3号の該当性について

本件公文書のうち,同号に該当するとして非開示とした部分は,上記(3)オで検討した箇所と同様に,同乗第6号に該当するとされた部分に含まれていることから,同条第3号の該当性について判断するまでもなく非開示とすることができるものと認められる。

(5)結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

文書名	非開示とすることが妥当でない部分
文書 4	「要望等関係書」 「シーアイタウン八乙女町内会との経過一覧表」中,陳情等を行った日付,陳情等の件名,話し合いに出席した者の氏名のうち条例第7条第2 号本文に該当しないもの及び町内会の意見の内容と関連がない記載部分
	「 学園との経過一覧表」中,陳情等を行った日付,陳情等の件名及 び 学園の意見の内容と関連がない記載部分

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第1号)

	(11102) 1 3 7
年月日	内容
平成13. 6 . 11	・諮問を受けた
13 . 8 . 10	・実施機関(泉区建設部管理課)から理由説明書を受理した
13 . 12 . 25	・異議申立人から意見書を受理した
平成14 . 2 . 27 (平成13年度 第12回審査会)	・諮問の審議を行った
14.3.13 (第13回審査会)	・実施機関(泉区建設部管理課)から意見を聴取した
14 . 4 . 15 (平成14年度 第1回審査会)	・諮問の審議を行った
14 . 5 . 24 (第2回審査会)	・諮問の審議を行った